

## 三重県中小企業振興条例（仮称）検討会等の役割・構成について

### 三重県中小企業振興条例（仮称）検討会

**役割等** 三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会での議論などを踏まえ、下記の中小企業の振興・支援に関わる団体の代表者等と意見交換を行う。

**構成案** 中小企業の振興・支援に関わる次の団体の代表者等で構成  
 中小企業に関する団体、中小企業支援機関、教育機関（大学を含む）、  
 金融機関、市町関係団体、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード委員  
 （一部）、三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会委員（一部）

### 三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会

**役割等** 三重県中小企業振興条例（仮称）の制定に向けて、基本的な考え方、並びに今後の施策の方向性等について議論を行う。

**構 成** 県内中小企業の経営者10名

【㈱佐藤製作所 専務取締役 佐藤 敦氏、㈱ICDAホールディングス 代表取締役 向井弘光氏、  
 ㈱中尾製作所 代表取締役社長 中尾修也氏、㈱中川製作所 代表取締役社長 中川雅弘氏、  
 ㈱光機械製作所 代表取締役社長 西岡慶子氏、㈱タケカワダイヤツール 代表取締役 竹川博子氏、  
 ㈲二軒茶屋角屋本店 代表取締役社長 鈴木成宗氏、㈱キクガエンタープライズ 代表取締役社長  
 菊川厚氏、㈱ナベル 代表取締役社長 永井規夫氏、㈲ヤマショー 代表取締役 服部正孝氏】

三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員7名

（下記5名のアドバイザリーボード委員を除く）

### 三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員会

**役割等** 検討分科会の専門部会としての位置づけで、下記12名の専門委員で構成。  
 条例の基本的な考え方（基本理念・県の責務・基本的な施策の方針等）  
 並びに今後の施策の方向性等について、検討分科会での議論のベースとなる部分について、専門的立場から議論を行う。

**構 成** 学識経験者 政策研究大学院大学特任教授 神井弘之氏、  
 大阪商業大学教授 一条野博行氏、  
 三重大学特任教授 佐々木宜彦氏

有識者 国立科学博物館 鈴木一義氏

専門家 公認会計士 井熊信行氏、弁護士 楠井嘉行氏、  
 企業経営者 田嶋雅美氏

「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード委員

L L C 場所文化機構代表 後藤健市氏、

三重大学副学長 西村訓弘氏、

三重県中小企業団体中央会会长 佐久間裕之氏、

宮崎本店社長 宮崎由至氏、帝京大学教授 和田正武氏

## 三重県中小企業振興条例（仮称）の制定に向けて (三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員会における議論)

### 1 現状と今後の取組

これまで、三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会専門委員会（中小企業団体の代表者、有識者、公認会計士等の専門家で構成）を3回開催し、条例の理念と目的を中心に議論を行ってきました。引き続き、検討分科会専門委員会及び検討分科会での議論や、商工関係団体、中小企業経営者の皆様とも意見交換を行うなど議論を重ね、条例案の制定に向けた取組を進めていきたいと考えています。

条例の具体的な内容については、県議会での議論、また、県民の皆様にもパブリックコメントを実施した上で、策定を進めていきます。

### 2 三重県中小企業振興条例（仮称）につながるこれまでの意見

#### （条例全般について）

- ・県は、「中小企業にはこうあってほしい」という明確なビジョンを示すことが大切である。（「クリエイティブ・イノベーション」できる中小企業など）。
- ・県は、なぜ、中小企業を守る、支援するかを、県民にアピールすること。
- ・中小企業を支えてきた基盤産業を担っている企業が減少してきており、起業する意欲があっても、そこに基盤産業が存在しないことで、三重県では起業できない、あるいは県外へ流出していく可能性もある。これらをどう支援するかという視点も必要である。
- ・創業意欲のある企業者と基盤産業をうまく結びつけることができれば、競争力の向上につながる。そのためには、創業に対する支援が有効である。
- ・「クリエイティブ・イノベーション」は、三重の歴史・資源を背景にしながら、自信を持って地域のブランド力を作り上げること。その際、ものづくり産業、サービス産業、県内（地域）、国内あらゆる枠を超えて取り組むことが大切である。
- ・商店街など小規模事業者自身の変革を促し、「共生」していくことが大事であり、そのために共通のプロセスマネジメントが必要である。
- ・条例の理念として、「チャレンジする」、「意欲のある」企業を支援していくことも必要である。
- ・「創業支援」、「枠を超える」、「あらゆるイノベーションを歓迎する」など、三重県が日本を牽引していく（気持ちの）中で、三重県の歴史・資源を見直しながらイノベーションを起こしていくことが重要である。その際、時代の流れの中で減少する基盤産業をどのように支援し、活性化させるか考

えることが必要である。

- ・中小企業の振興に関しては、「モノ・ヒト・コト」が重要であり、中小企業が作ったもの（製品や仕組みなど）をブランド化に結び付けていく概念を明示し、中小企業の強みや良さの再認識につなげていくことが重要である。

#### (経営革新・支援制度について)

- ・潜在ポテンシャルがありながら何等かの制約があり、成長（挑戦）を阻害されている中小企業者をどのように支援するか、事業者がチャレンジできる仕組みが必要である。

#### (人材育成について)

- ・三重県は、日本の「ものづくり産業」を牽引している県であることを県民、中小企業者自身に自覚してもらい、それを継承していくための人材育成や大学など教育機関との連携が必要である。
- ・中小企業の経営者は、広い視野を持って物事を考える視点が重要であり、世界を見て、知ってもらうことが必要である。
- ・必要とする企業への人材の流動化を進めていくため、求職情報の把握、人材が流動できるネットワークづくりが必要である。
- ・サービス産業は、接客することが主体であり、多くは接客する人に委ねられていることから、優れた人材の育成・確保が生産性向上に結びつく。そのためには、人に対する支援が重要であり、「匠の技」だけに頼るのではなく、科学的手法を用いたプロセスマネジメントを構築し、全国初、世界で最先端のサービス産業に成長していくことをめざすことが重要である。
- ・三重県の伝統的産業の継承の重要性を考え、それらを担う人材の確保や育成に対しても支援するなど、三重県でずっと操業していく産業（企業）を守ることが必要である。

#### (ものづくり産業の振興について)

- ・中小企業者が、自社の価値や強みを認識することで、めざす企業像の明確化につなげていくことが重要である。
- ・県内中小企業は、素晴らしい技術や製品に関する情報を発信していく力が弱いと感じる。例えば、大学や行政が触媒となり、同業種交流や同地域連携、異業種連携を進めていくことで、中小企業者が自らの強みに気づき、お互いの向上につながると考える。

#### (サービス産業の振興について)

- ・生産性の向上への取組が遅れているサービス産業においては、連携が重要であり、異業種等との連携や融合、ネットワークの構築など、ものづくり産業で、すでに取り組んでいることをバランスよく取り込んでいくことも必要である。

#### (小規模企業者について)

- ・条例では、小規模企業者に対して配慮するのではなく、小規模企業者が果たしている役割に光をあて、チャレンジできる環境整備をしていくこと。
- ・自らグローバルな企業をめざす(めざしている)中小企業者は心配ないが、海外にも出られないような、いわゆる10人未満くらいの小規模、零細の中 小企業者をどうするか。それらの企業が抱える後継者問題、廃業などの課題にきめ細やかに応えることができる支援体制が必要である。

#### (県の役割などについて)

- ・県(行政)や大学等(教育機関や研究機関など)は触媒となって、人と人、企業と企業などをつなぐ役割を果たすこと。
- ・「中小企業者」と「小規模企業者」に分けて明示し、小規模事業者にしっかりと光をあてていることははっきりさせること。

#### (産業集積について)

- ・地域の集積を活性化させるため、産業集積や商業集積の考え方を条文化すること。

#### (情報発信について)

- ・「情報発信」の仕組みについて、条文化すること。
- ・中小企業の経営者は、相対的に自社の強みや良さに気づいていない。それらを従業員、さらには県民にも発信していくこと。
- ・中小企業にはどのような情報が必要か、また、ネットワークを活用して、あるいは企業が共同でやるときに必要な情報発信とはどのようなものか検討することが重要である。
- ・中小企業が発信する情報をコーディネイトするなど情報の受発信について、県としてどういう支援策が望ましいか検討することが重要である。

## 三重県中小企業振興条例（仮称）検討分科会における主なご意見

### 1 第1回検討分科会（10月11日）主なご意見

#### 精密機械、電子部品製造

- 県内の本社工場では、地元の工業高校等から実習生を受け入れているが、結果として、15年間採用に結びついておらず、人材の確保に苦労している。一方で、他県にある工場では、行政（地元自治体）の協力の下、地元高校からの就職の斡旋や紹介など安定して人材を確保できている。
- 県内の本社工場を拡充するためには、用地購入など更なる投資が必要であり、採算を考えると難しい。現在、固定資産税のみの負担や設備リース費用の立替など多様な支援メニューで、他県の自治体から引き合いが来ている状況。
- 直近2年の業績は増益傾向であり、また、当社にも優れた技術があるにも関わらず、それらをうまく情報発信しきれておらず、人材の確保につなげることができていない。

#### 車ディーラー事業

- 就職したいという学生の応募が毎年多くあり、人材の確保についてはうまくいっている。中小企業が人材を確保するためには、キャリア教育のなかで、経営者が自社の良さを語ることが重要だと考える。大学などに出向いて、自社の強みや魅力を説明することで、高校生や学生は感動し、興味を示す。小中学校の生徒への語りかけも効果があるかもしれない。
- 行政の窓口業務での対応には不満があり、例えば、制度等にないことは全て否定するという体質を改善して欲しい。法律、規制に縛られることなく、高い次元で物事を考えて欲しい。
- 高いスキルを持った大企業のOB人材など定年退職後も働きたい人はたくさんいる。例えば、OB人材のコーディネーター制度を作って、各個人のニーズに合った勤務形態で雇い、企業が成長するための必要な人材を確保することが重要である。

#### 医療・光学分野等に関する製品の製造販売

- 中小企業の振興に関して、行政が取り組むべきことは、創業の促進、人材育成、納税の意識の醸成である。企業はそもそも利潤の追求をするとともに、社会への貢献に寄与すべき存在であるが、国内の中小企業の7割が未納状態に陥っている。
- 中小企業において一番大事なことは人材育成である。中小企業は大企業と比べて資本力もなく、人材を確保・育成することは非常に難しい。中小企業が国際競争力のある優秀な人材（グローバル人材）を確保・育成するためには、自社ネットワークだけでは難しく、それらを支援することが行政の役割。

○中小企業には、大企業にない強みがあり、それは、地域に根差した存在であり、地域の雇用を守る存在であり、経営者の迅速な判断力・実行力である。一方、中小企業の弱みは世の中の変化に弱いことである。需要、生活様式、市場が変化している中、中小企業はその変化に対応できておらず、情報収集力が不足している。その結果が後継者問題や廃業へとつながっている。

○後継者問題には、非上場株式の評価において大きな課題がある。匠の技を持った団塊世代の人材のノウハウをどのようにして次世代に継承していくか、社会の循環を作っていく必要があり、教育が重要である。

○県が前向きな中小企業を支援する仕組みは良いこと。ビジネスプランを考え、他社と差別化を図り、戦略的なものにして、それを評価してもらう。あとは、課題である人材確保・育成については、税制などの法制度も含め、県が支援いただければ意欲のある中小企業者が増える。

#### **食品加工、卸売**

○現在の食品・流通業界は厳しく、従来の販売方法ではやっていけない。いかに付加価値をあげていくかを考え、加工品を製造・販売している。ただ、食品加工をはじめてからは、大手の小売業者からも問い合わせが来ているが、小規模事業者としては、生産能力に限界があり対応できていない。

○道路などインフラ整備により、利便性が向上した反面、地域の人材が流出し、若者などを確保することができなくなった。入社してくる若者がおらず、従業員を募集しても定年退職後の人材であり、地域の雇用の維持には貢献しているかもしれないが、高齢化が進んでいる。

○県などの補助金も活用しながら、新商品の開発をし、地元の食材を使った今までにない商品を開発できた。これらは、地元の新聞や広報誌にも取り上げられている。

○地域の雇用を維持していくために、紀北町で操業していかなければならないと思う反面、流通事情、販路拡大、人材確保のためには、県でも北勢地域に工場を移転、進出したほうが良いと思うことがある。県においても北と南では、雇用や消費動向においても環境が全く異なる。

○中小企業は、地域を支える、あるいは地域の雇用を守る存在であることからも、「人」が大事である。人材がないことには、企業として成り立たない。

○地域活性化のため、商工会などとも協力して、いろいろな取組をしているが、中小企業の振興を末端まで浸透させるような条例にしてほしい。また、様々な補助制度があるが、使い勝手が悪く、書類作成など事務手続も煩雑である。

○また、補助金での支援も短期間で一気にやってしまうのではなく、徐々に、例えば10年間継続して支援してもらう方が事業継承についてうまくいく。事業を継続していくこのような支援をお願いしたい。

## 2 第2回検討分科会（10月17日）主なご意見

### 精密機械、電子部品製造

- 小規模事業者支援を条例に書き込むにあたっては、雇用の維持を考え、本当に頑張っている事業者を対象とすべき。
- アンケート結果について、経営者が答えると理想を書いてしまう。経営者と社員（従業員）では温度差がある。それらを正確に分析・把握することは難しい。

### 車ディーラー事業

- アンケート調査について、県内6万社の声を拾えるものではない。7割の企業が法人税を納めていないといわれる中で、それらの企業が、本当に雇用が大事と言っているかどうか、調査結果をもう少し分類することが必要。

- 県は、アンケート結果を正確に分析・把握し、そのうえで企業と企業のマッチングを支援すべき。

### 工作機械製造

- 何故、今条例を作るのか、条例を作つて何をめざすのか。コンセプト、ビジョンを明らかにすることが重要で、魂が入っていないと本当の意味で中小企業の振興につながらない。
- 条例では、三重県の特徴をいかに出していくかが焦点である。その際、安倍政権でいわれている「女性の活躍・進出」なども条例に盛り込むべき。
- 中小企業が成長しないと、地域の雇用や税が減り、地域が衰退していく。
- 中小企業の全てを支援していくというのは無理であり、どこに、どういう支援が必要かの判断ができる目利き人材が必要。
- 企業の成長には、いい人材の確保・育成が必要で、経営者の右腕となる人材の育成、高校や大学を卒業後県外で就職している人材を三重に戻す施策を考えることも必要。

### 工業用刃物製造

- 抽象的な言葉で条例をまとめても何の意味も持たない。中小・零細企業が商売をしていくにあたって、本当に困ったときにどういった支援ができるかを、もう少し具体化したものが見えてこないと、肌で感じない。
- 仕事や社会参画において、女性と男性が区別されることは反対であるが、女性にしかできないこと、男性にしかできないことがあり、やる気のある女性が平等に働ける社会、職場を作っていくにはどうしたらいいか考えてほしい。

### **食品製造販売**

○個人商店から企業になりつつある中で、今後さらに成長していくために一番重要なのが「人」と感じている。

○中小企業は、地域の雇用を守るという役割がある一方、県外から優秀な人材を引っ張ってくることは、周りと対立する概念があるが、県全体で見れば、優秀な人材の集積ができるという点でプラスである。

○人材流入に対して、資金面や情報面で支援していく体制を作ることは、中小企業、ひいては県にとってもプラスになる。条例には、そういった点を盛り込んではどうか。

### **食品加工、卸売**

○経営革新計画の認定を受け、経営に関する視野が広がるとともに、人とのつながりができた。

○人材を自社で育成しても、ある程度まで育つと離れていってしまい、給料を上げて引き止めようすると経営を圧迫する。結局、自分で経理や仕入れ、販売など全ての業務をしなければならない。

### **公認会計士**

○条例は、三重県の独自性を示すことが大事で、零細企業であっても、伝統のある産業が多いところに特徴がある。

○中小企業を援助するためのものではなく、あくまでやる気のある中小企業を支援していくものとすべき。

### **大学教授**

○経営者は、もっと従業員に対して、自社の良い点や、どのように働いてほしいといったメッセージを発信するべきであり、それが中小企業で働いていく魅力につながる。

### **辯護士**

○経営指導員の中には、税理に関する相談も受けることができるようになりたいといった意欲ある者もあり、県はそういったところへの支援とともに、相談窓口利用の周知・啓発を積極的に行うべき。

○県はリスク分散の相談支援や金融支援を積極的に行うべき。

## 各県の中小企業の振興に関する条例について

### 1 各県の条例制定状況 (H25. 4. 1 現在)

平成25年4月1日現在において、25道府県において中小企業の振興に関する条例について策定されており、その内容を分類すると、次のとおりである。

- ・策定済み (①、②) : 25団体
- ・策定中 : 1団体
- ・未策定 : 21団体 (③含む)  
〔策定中の県〕※ 長野県 (H26. 2月議会制定目標)

#### ① 基本条例 型

- ・中小企業の振興に関する基本的な考え方について規定しており、項目としては、基本理念、各主体（都道府県、中小企業者、中小企業関係団体等）の役割・責務、都道府県の基本的な施策等を明記している。

◇ 制定団体 (24団体) : 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、山梨県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### ② 具体的施策実施条例 型

- ・中小企業の振興に関する都道府県の具体的な施策について規定しており、基本的な施策に加えて、研究開発等事業の認定手続、不均一課税等の具体的な施策について規定している。

◇ 制定団体 (1団体) : 京都府

#### ③ 【参考】 その他

- ・特定の産業分野を対象（ものづくり産業を中心）に産業基盤の強化及び新産業の創出について規定している。

◇ 制定団体 (1団体) : 群馬県、静岡県

- ・特定の視点（中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化及び地産地消の推進による産業の振興）について規定している。

◇ 制定団体 (2団体) : 新潟県、山口県

### 2 各県の条例に規定されている主な項目

25道府県（上記1の①、②）において中小企業の振興に関する条例が制定されたが、その多くが、中小企業の振興に関する基本的な考え方を示すものであり、基本理念、各主体の役割・責務、都道府県の基本的な施策等を規定している。これは、中小企業の振興に関して一定の方向付けをしながらも、都道府県の具体的な施策については条例において規定せず、機動性や柔軟性を損なわないようにするという意味であると考えられる。（なお、都道府県の具体的な施策については、条例の項目の中で、「基本計画等の策定」として別途実施計画を策定することとされている条例がある。）

25道府県の条例において規定されている主な事項は、次のとおりである。

主な事項（条例の項目）		規定した団体数	備考
1 基本理念		21	
2 各主体の役割・ 責務	(1) 都道府県	22	
	(2) 市町村	2	福島、大分
	(3) 県民	20	
	(4) 中小企業者	23	
	(5) 大企業者	13	
	(6) 中小企業関係団体	17	
	(7) 大学等	10	
	(8) 金融機関	5	
	(9) その他（県議会）	1	鹿児島
3 都道府県の基本的 的施策等	(1) 基本方針	22	
	(2) 基本計画	8	
	(3) 市町村に対する支援	14	
	(4) 中小企業者の受注機会 (官公需)	14	
	(5) 財政上の措置	24	
4 他の施策等  ※上記3以外に特出して 項目化しているもの（上 記3で箇条書している ものは含まない）	(1) 企業立地の促進	4	北海道、茨城、富山、 徳島
	(2) 人材育成・確保	8	
	(3) 経営革新の促進	6	
	(4) 創業の促進	8	
	(5) 経営資源の確保	2	茨城、京都
	(6) 産業集積の活性化	2	愛知、徳島
	(7) 経営基盤・競争力の強化	7	
	(8) 事業環境の整備	2	茨城、富山
	(9) 販路拡大、受注機会の増大	3	北海道、富山、徳島
	(10) 産学官の連携促進	5	
	(11) 資金供給の円滑化	4	
	(12) 地域産業（商店街）の活性化、 観光の振興 他	12	
	(13) 意見の聴取	10	
	(14) 施策の検証等、表彰	5	
	(15) 調査研究、公表	14	

なお、事項別の具体的な内容は、次頁以下のとおりであり、団体ごとに規定の構成や規定振りに違いはあるものの、内容には類似性がある。

## 1 基本理念（北海道、埼玉県、京都府、大阪府以外の団体）

2 1 団体の条例において規定しており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての基本的な姿勢について規定している。

◇ 中小企業が経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域を支える重要な存在であるとの認識

◇ 中小企業者の自主的な努力の助長

◇ 人材、技術、自然その他の地域資源の活用

◇ 都道府県、市町村、都道府県民、中小企業者、中小企業関係団体等の連携

◇ 家族により小規模な経営を行う事業者等に配慮するなど経営規模を勘案

- ・これらは、中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

## 2 各主体の役割・責務

### (1) 都道府県（山梨県、京都府、熊本県以外の団体）

2 2 団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての都道府県の役割・責務について規定している。

◇ 中小企業の振興に関する総合的な施策の策定及び実施

◇ 当該施策の策定及び実施に当たっての国、他の地方公共団体、中小企業者、中小企業関係団体その他の関係機関との連携

- ・これらは、中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (2) 市町村(福島県、大分県)

2団体の条例において規定されており、規定している団体数が少ない理由としては、地方分権が推進されている中で、都道府県が市町村の役割・責務を規定することへの違和感、逡巡が考えられる。

なお、規定は中小企業基本法の規定と類似している。

<中小企業基本法(昭和38年法律第154号)>

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社會的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (3) 県民(北海道、山梨県、京都府、岡山県、沖縄県以外の団体)

20団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての都道府県民の役割・責務について規定している。

◇ 中小企業の振興が経済の活性化及び生活の向上に寄与することへの理解

◇ 中小企業の健全な発展、都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

## (4) 中小企業者(山梨県、京都府以外の団体)

23団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての中小企業者の役割・責務について規定している。また、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入も努力規定としているものがある。(滋賀県)

◇ 経済的、社会的環境の変化に対応して事業の成長、発展を図るための自主的な経営の向上及び改善

◇ 雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備

◇ 事業活動を通じた地域社会への貢献

- ・これらは、中小企業基本法の規定と類似している。

<中小企業基本法(昭和38年法律第154号)>

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的社會的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

## (5) 大企業者(茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、愛知県、滋賀県、奈良県、岡山県、徳島県、香川県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

13団体の条例において規定されており、その主な内容は、次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たり、大企業者の役割・責務について規定している。

◇ 都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

◇ 中小企業者への配慮

- ・これらは、中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

(中小企業者の努力等)

第7条

- 3 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(6) 中小企業関係団体（青森県、埼玉県、福井県、山梨県、京都府、大阪府、熊本県以外の団体）

17 団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての中小企業関係団体の役割・責務について規定している。

◇ 中小企業者の経営の向上及び改善の取組

◇ 都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

- ・これらは、中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

(中小企業者の努力等)

第7条

- 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(7) 大学等（千葉県、神奈川県、富山県、愛知県、滋賀県、徳島県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

10 団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての大学等の役割・責務について規定している。

◇ 人材の育成及び研究の成果の普及を通じた都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

(8) 金融機関（富山県、愛知県、滋賀県、大分県、宮崎県）

5 団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たって金融機関の役割・責務について規定している。

◇ 中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮

◇ 中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援

◇ 都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

(9) その他（鹿児島県）

1 団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興を推進するに当たっての県議会の役割・責務について規定している。

◇ 知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言

### 3 都道府県の基本的施策等

#### (1) 基本方針 (富山県、愛知県、徳島県以外の団体)

22団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策の基本方針、基本的施策について規定している。
  - ◇ 中小企業の経営の革新及び創業の促進
  - ◇ 中小企業の経営基盤の強化
  - ◇ 中小企業に対する資金の供給の円滑化
  - ◇ 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保
  - ◇ 農商工連携及び6次産業化の促進を図ること（鹿児島県）
- ・これらは、中小企業基本法の国についての規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

（基本方針）

第5条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- （1）中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- （2）中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- （3）経済的・社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- （4）中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

#### (2) 基本計画 (福島県、神奈川県、愛知県、滋賀県、岡山県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

8団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・都道府県が中小企業の振興に関する施策を推進するための基本計画の策定について規定している。
- ・中小企業支援法において都道府県に努力義務が課されている中小企業支援事業の実施に関する計画の策定について規定しているものもある。
  - ◇ 中小企業の振興に関する施策（農林水産業を除く）のための基本計画の策定（福島県）
  - ◇ 中小企業活性化推進計画の策定（神奈川県）

< 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）>

第4条 都道府県知事は、前条第4項の規定による通知（※経済産業大臣が中小企業支援事業の実施に関する計画を定めた際の通知）を受けたときは、同条第1項の計画（※経済産業大臣が定めた中小企業支援事業の実施に関する計画）に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経済産業大臣に届け出るものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たっては、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

(3) 市町村に対する支援（青森県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、徳島県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

- 14団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。
- ・中小企業の振興に関する施策を実施する市町村に対して都道府県が行う支援について規定している。
- ◇ 市町村に対する情報提供、助言その他の必要な支援

(4) 中小企業者の受注機会（官公需）（青森県、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、滋賀県、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、熊本県、宮崎県）

- 14団体の条例において規定されており、その主な内容は、次のとおりである。
- ・都道府県の工事の発注、物品及び役務の調達等における中小企業者の受注機会の確保、増大について規定している。（茨城県、千葉県は1項目で特出し）
  - ・中小企業基本法、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律にも同趣旨の規定がある。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

（国等からの受注機会の増大）

第21条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

< 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）>

（受注機会の増大の努力）

第3条 国等（※国及び公庫等）は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（地方公共団体の施策）

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(5) 財政上の措置（徳島県以外の団体）

- 24団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。
- ・都道府県が中小企業の振興に関する施策を実施するために講ずる財政上の措置について規定している。
  - ・これらは、中小企業基本法の国についての規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）>

（法制上の措置等）

第9条 政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

#### 4 その他の具体的な施策等（個別項目化しているもの）

以下は、条例の個別項目として規定している団体及びその内容であり、上記「3 都道府県の基本的施策等」において、以下の項目を箇条書きしている団体は含まない。

##### （1）企業立地の促進（北海道、茨城県、徳島県）

4団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・企業立地について、情報収集及び提供、企業立地に必要な資金の調達の円滑化などの都道府県が必要な施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 高い経済的效果を及ぼす産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野（特定産業分野）を重点的に支援（北海道）

##### （2）人材育成・確保（北海道、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、京都府、徳島県、大分県）

8団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の事業活動を支える人材を確保するための活動、経営者の育成に関して都道府県が支援する旨について規定している。
  - ◇ 人材の育成及び確保を図るため、産業教育の実施、職業能力の開発、道外からの人材の誘致（北海道）
  - ◇ 学校教育における児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供（千葉県）
  - ◇ 次代を担う若年者並びに実践的な技術力及び経営力を有する就業経験者を対象とした企業での実習の機会の提供（徳島県）
  - ◇ 就業支援、職業能力の開発などの施策、職業観、勤労観の形成を図るための機会の提供、就業意識の啓発（富山県）

##### （3）経営革新の促進（北海道、茨城県、富山県、愛知県、京都府、大分県）

6団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の経営の革新及び産業技術開発を促進するため、都道府県が施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 特定産業分野を重点的に新商品、新役務の開発の促進、新たな経営管理方式の導入の促進（北海道）
  - ◇ 知恵の経営（自ら保有する知的財産等の活用等により、経営の安定及び成長発展を図ろうとする経営活動）の支援（京都府）
  - ◇ 情報技術を活用した経営効率化の促進（大分県）

##### （4）創業の促進（北海道、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、京都府、徳島県、大分県）

8団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業者として創業をめざしている者に対して、情報提供、研修の実施、創業等に必要な資金の調達の円滑化などについて都道府県が措置を講じる旨について規定している。
  - ◇ 創業をめざす者に対する情報提供、助言その他の必要な支援（北海道、茨城県）

#### (5) 経営資源の確保 (茨城県、京都府)

2団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、施設又は設備の整備の促進、技術の向上、経営管理に関する研修の充実、商品の販売の促進に関する情報の提供、助言などについて都道府県が施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 施設又は設備の整備の促進、技術の向上及び経営管理に関する研修の充実、商品の販売の促進に関する情報の提供及び助言 (茨城県)
  - ◇ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付 (京都府)

#### (6) 産業集積の活性化 (愛知県、徳島県)

2団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街等、商業の集積化を図るために都道府県が実施するまちづくりの推進に関する旨について規定している。
  - ◇ 地域の物産物等の地域資源を活用した新商品の販売又は新役務の提供の支援 (愛知県)
  - ◇ 商店街振興組合等と連携してのまちづくりの推進を図る活動の支援 (愛知県)
  - ◇ 魅力ある商業の集積及び活性化に係る頑張る中小企業者、団体等の意欲的な取組の支援 (徳島県)

#### (7) 経営基盤・競争力の強化 (北海道、千葉県、富山県、愛知県、京都府、徳島県、大分県)

7団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の経営基盤の強化を図るために都道府県が必要な施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 新たな事業分野への進出又は市場の開拓を図る積極的な経営を行う中小企業の育成 (北海道)
  - ◇ 中小企業者の連携又は事業の共同化による経営資源の相互の補完の促進 (愛知県)
  - ◇ 経営基盤の強化を図るため資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実 (千葉県)
  - ◇ 付加価値の高い商品の開発を促進するため、デザインを活用した商品の開発の支援 (富山県)
  - ◇ 知的財産の保護及び活用の支援、経営方法に関する相談及び助言 (愛知県)

#### (8) 事業環境の整備 (茨城県、富山県)

2団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・企業の自主的かつ自立的な事業活動に資するため、産業基盤の整備、企業の事業活動に対する規制緩和、行政手続きの簡素化などについて都道府県が必要な施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 企業の事業活動に対する規制緩和、行政手続きの簡素化 (茨城県)
  - ◇ 産業の空洞化を防ぐため、県内ものづくりの拠点の充実 (富山県)
  - ◇ 企業間の商談の機会の提供 (富山県)

#### (9) 販路拡大、受注機会の増大（北海道、富山県、徳島県）

3団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るための市場の開拓及び受注機会の拡大の促進について都道府県が必要な施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 中小企業の国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大（北海道）
  - ◇ 国内外の見本市、商談会に出展する頑張る中小企業者への支援（徳島県）
  - ◇ 電子商取引の促進（徳島県）
  - ◇ 中小企業のサービス等を率先して試用すること及び受注機会の増大を図ること（徳島県）

#### (10) 産学官の連携促進（北海道、茨城県、千葉県、富山県、沖縄県）

5団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・創業及び新たな事業の創出等を促進し、県内産業の技術力の強化を図るために、産学官の連携について、都道府県が必要な施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 産学官の連携による研究開発（共同研究）及び事業化の促進（北海道、茨城県、千葉県）
  - ◇ 産学官、産業間の多様な交流の機会の提供（北海道、茨城県）
  - ◇ 知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等における研究成果の企業への移転の促進、知的財産に関する情報の提供及び助言（茨城県）

#### (11) 資金供給の円滑化（茨城県、富山県、愛知県、京都府）

4団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業者を対象とする融資制度の充実、中小企業団体と金融機関との連携の促進について、都道府県が必要な施策を講じる旨について規定している。
  - ◇ 中小企業者に対する融資制度の充実、信用補完事業の充実（茨城県、富山県）

#### (12) 地域産業（商店街等）の活性化、観光の振興 他

12団体の条例において独自の項目として規定されており、その主な内容は次のとおりである。

- ・中小企業の振興に関して、都道府県が行う具体的な施策等について規定している。
  - ◇ 國際的視点に立った事業の展開（青森県、大阪府）
  - ◇ 職場環境、労働環境に配慮した中小企業の育成、支援（福島県）
  - ◇ 地域資源を活用した観光、地場産業の育成、活性化（福島県）
  - ◇ 企業の再生支援（茨城県）
  - ◇ 商店街の活性化、観光の振興（茨城県、滋賀県）
  - ◇ 中小企業活性化推進月間（例年2月）の設定（神奈川県）
  - ◇ 地域活性化の促進（千葉県、富山県）
  - ◇ 認定研究開発事業等の事業計画の認定、支援、補助金の交付（京都府）
  - ◇ 不動産取得税の不均一課税の適用、税率の特例（京都府）
  - ◇ 小規模事業者への配慮（愛知県、香川県）

- ◇ 知的財産等の活用促進、知恵の経営支援（京都府、香川県、愛媛県、鹿児島県）
- ◇ 中小企業者が供給する県産品等の情報提供、優先的使用（愛媛県、沖縄県）
- ◇ 頑張る中小企業者の支援に係る体制の整備（徳島県）
- ◇ 本県独自ブランドの創出（徳島県）
- ◇ 経営の拡大及び新分野への進出（大分県）
- ◇ 中小企業活用による地域内の経済循環の創出（大分県）
- ◇ 森林バイオマスエネルギー利用の促進（沖縄県）

（13）意見の聴取（千葉県、神奈川県、富山県、愛知県、滋賀県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

- 10団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。
- ・都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策に対して、中小企業者の意見を聴取する旨について規定している。
  - ◇ 中小企業者等関係者の意見聴取

（14）施策の検証等、表彰（神奈川県、富山県、愛知県、滋賀県、京都府）

- 5団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。
- ・中小企業の振興に関する施策について、都道府県が検証を行い、施策へ反映する旨や、産業の振興及び発展に寄与、貢献した者への表彰等について規定している。
  - ◇ 中小企業の振興に関する施策の検証、施策への反映（神奈川県、滋賀県）
  - ◇ 中小企業の振興等に関し、顕著な功績があったもの又は優良な事例の顕彰（富山県）
  - ◇ 優れた技術又は技能を有し、産業の振興及び発展に寄与した者への表彰、産業の振興及び発展に貢献した者への称号の授与（京都府）

（15）調査研究、公表（青森県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、滋賀県、岡山県、香川県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

- 14団体の条例において規定されており、その主な内容は次のとおりである。
- ・都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策について、県議会への報告（年次報告）並びに公表を行う旨について規定している。
  - ◇ 県議会への年次報告（青森県、福島県、埼玉県、福井県）
  - ◇ 中小企業の振興に関する施策のとりまとめ、実施状況の公表（千葉県、富山県、滋賀県、岡山県、香川県、宮崎県、鹿児島県）
  - ◇ 中小企業の振興に関する施策の実施状況のインターネット等で公表（神奈川県、沖縄県）

## 三重県における中小企業の概要

### 企業数及び従業者数

平成 23 年版中小企業白書（平成 21 年経済センサス基礎調査〈再編加工〉）では、三重県内の企業数は、60,433 で、従業者数は 441,017 人とされています。

（全国の企業数：4,202,630、従業者数：42,732,447 人）

なお、企業の規模別による比較（表 1）、並びに 10 年前との比較（表 2）は以下のとおりです。

（表 1）企業数並びにその構成比

	中小企業				大企業		合計	
	うち小規模企業				企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)				
三重県	60,342	99.8	53,133	87.9	91	0.2	60,433	100.0
全国	4,190,719	99.7	3,659,291	87.1	11,911	0.3	4,202,630	100.0

資料：平成 23 年版中小企業白書（総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」再編加工）

（表 1-2）従業者数並びにその構成比

	中小企業				大企業		合計	
	うち小規模企業				従業者数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)
	従業者数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)				
三重県	380,487	86.3	137,286	31.1	60,530	13.7	441,017	100.0
全国	28,270,454	66.2	9,102,409	21.3	14,461,993	33.8	42,732,447	100.0

資料：同上

（表 2）企業数について 10 年前との比較

	中小企業				大企業		合計	
	うち小規模企業				平成 11 年	平成 21 年	平成 11 年	平成 21 年
	平成 11 年	平成 21 年	平成 11 年	平成 21 年				
三重県	70,905	60,342	62,574	53,133	132	91	71,037	60,433
全国	4,836,764	4,190,719	4,228,781	3,659,291	14,340	11,911	4,851,104	4,202,630

資料：平成 11 年のデータは、平成 13 年版中小企業白書（総務省「平成 11 年事業所・企業統計調査」再編加工）

平成 21 年のデータは、平成 23 年版中小企業白書（総務省「平成 21 年経済センサス基礎調査」再編加工）